

1 地域ニーズに迅速・的確に対応する身近なまちづくり拠点をめざして

(1) 予算に関する区長権限の強化と区の独自財源の充実

局から区への予算の移譲と区長からの直接予算要求

区の創意工夫による「アイデア予算」など区独自予算の創設による個性と特色ある「オンリーワン」事業の実施

区の努力により確保した歳入等の区独自財源化

予算規則を改正、区長からの直接予算要求実施（平成 18 年 11 月）

改正前の予算規則では、財政局に予算要求できるのは各局長のみで、区役所で執行する予算は関係局の一部の予算を区役所に配分されるものに限られていました。

区の自律経営を確立し、地域ニーズを迅速・的確に施策に反映させるため、平成 18 年 11 月には予算規則を改正して予算に関する区長権限の強化を図り、区役所で執行する予算の一部ではあるが、地域に密着した一部の事業については、区自らが予算の編成（要求）や執行ができるようにしました。

区への局予算の一部移管、重点政策予算枠の活用により、「区予算」を創設（平成 19 年度予算から）

ア 局事業予算の一部の区への移管による地域のニーズに沿った事業の実施

区として機能強化をめざす施策分野について、区と局の役割分担を見直し、これまで局にあった、地域特性を活かしたまちづくりに関連する予算や市民の地域活動に関する予算などを各区へ移管しました。

	移管予算額（累計）	移管した事業数	主な内容
平成 19 年度	4 億 7,500 万円	20	区震災訓練、地域防災リーダーの育成、防災会議関係経費、子ども 110 番の家事業、コミュニティ関係事業、すきやねん大阪・環境整備事業、青少年非行防止活動、地域福祉アクションプラン推進事業、区の広報紙、区における生涯学習推進事業 など
平成 20 年度	7 億 4,600 万円	17	地域防災活動支援事業、めいわく駐車追放運動、交通安全運動の推進、高齢者福祉月間行事、生涯学習ルーム事業、はぐくみネット事業、区民レクレーション事業、区における人権啓発推進事業など

イ 重点政策予算枠等を活用した「個性と特色ある事業」の実施（区の自主企画事業の拡充）

これまで、区長の裁量で独自事業を実施するための区の自主企画事業予算は、市民局予算から配分される「企画調整事業費」のみでした。「企画調整事業費」は、それぞれの区において、地域特性に密着した事業を展開するために大きな役割を果たしてきました。平成 19 年度の区予算の創設に伴い、この「企画調整事業費」を市民局から各区へ移管して区長の裁量予算とし、各区において区の特性を活かした事業を引き続き展開しています。

また、厳しい財政状況のもと、施策の選択と集中を図り、優先的に取り組むべき課題について迅速に対応するため、平成17年度から「重点政策予算枠」を設定し、重点事業に取り組んできました。この「重点事業」として、各区における市民の参画を得て実施する事業や市民との協働による事業、市民主体の地域活動等の支援など、区の自主企画事業が拡充され、各区の地域実情に応じた「個性と特色ある事業」が展開されています。

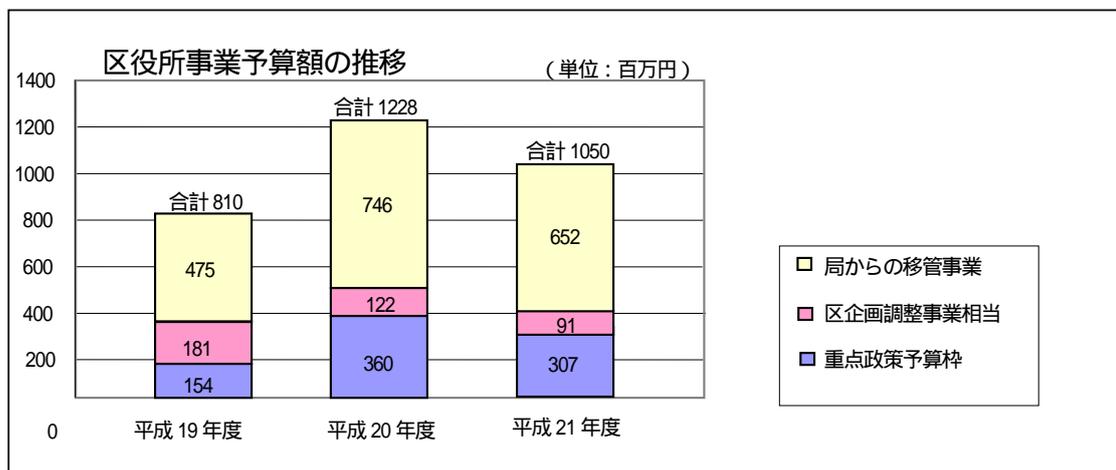
ウ 事務費（平成19年度移管） <平成21年度予算> 8億7,600万円

事務事業を効率的に執行するため、事務事業を行っていくうえで必要な各種消耗品、通信運搬費、印刷製本費、備品購入費、パソコン経費などの事務費を局から各区へ移管しました。

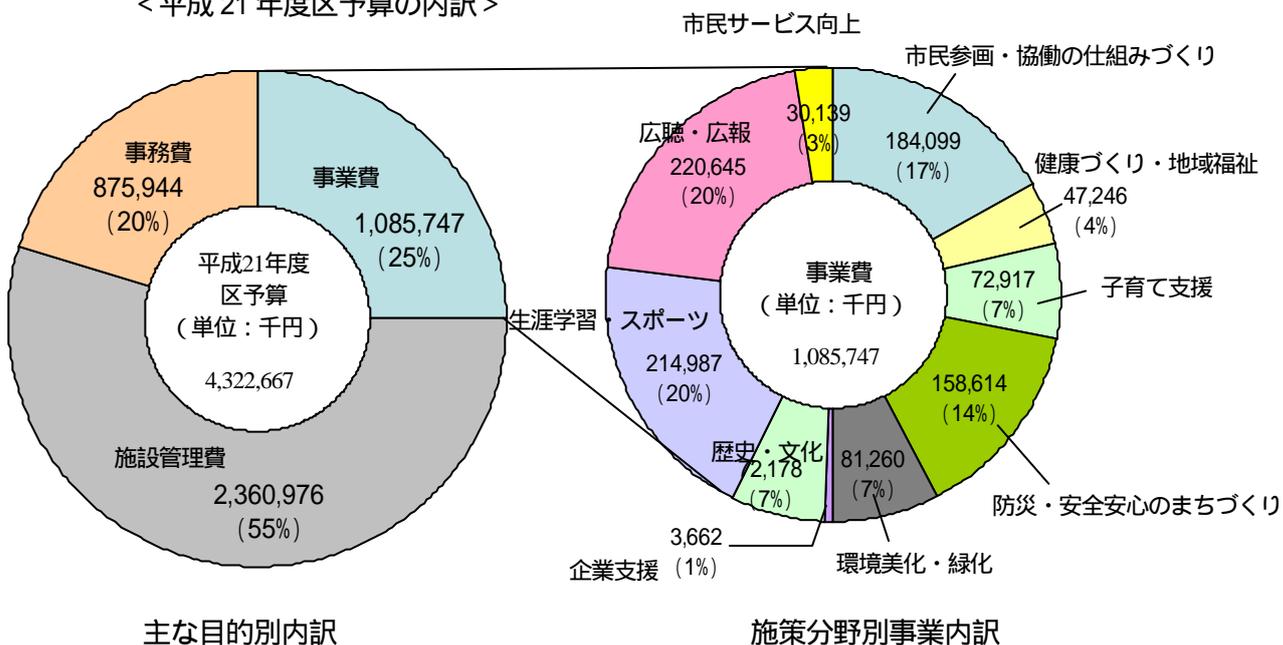
エ 区が管理する施設（区役所庁舎、区民センター等）の維持管理経費（平成20年度移管）

<平成21年度予算> 23億6,100万円

施設の管理責任者である区長がより迅速かつ効果的な保守管理を行えるようにするため、区役所庁舎、区民センター等の施設の維持管理経費を局から各区へ移管しました。



<平成21年度区予算の内訳>



オ 未利用地の売却に伴う地域還元予算の新設

平成 21 年度予算より、各局所管の未利用地の売却を各区と一体となって促進するためのインセンティブとして、未利用地売却にあたっての財産売却代の一部を区政の充実、振興を図るための財源として区に配分するインセンティブ制度が新設されています。21 年度は、16 区で 21 の事業が実施されています。

＜平成 21 年度予算の具体的事例＞

- ・ 桜島地区における防災拠点づくり事業（此花区）
災害時孤立地域の災害用物品を地域内の集会所等に備蓄する
- ・ 学校の塀を利用した地域主体の広報板の設置（天王寺区）
小中学校に大きな広報板を設置し、地域交流・情報共有の場を創生する

区の努力により確保した歳入の独自財源化

広告収入など、区独自の努力により確保した新たな歳入については、区の独自財源として区に還元することとし、新たな収入源の確保に対するインセンティブとしながら歳入の拡大を図っています。

- ・ 平成 19 年度区予算創設にあわせて、行政財産目的外使用料、広告収入等を区に移管
- ・ 平成 20 年度予算から、区民センター等会館使用料を区に移管

＜独自財源の主な内容＞

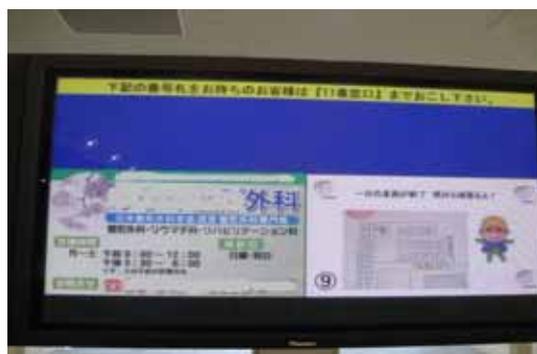
（単位：千円）

	行政財産目的外使用許可			広告収入			
	地下 駐車場	自動 販売機	その他	広報紙	ホーム ページ	電子番号 表示板	その他
19 年度決算	11,419	66,884	7,895	13,031	11,156	4,258	400
20 年度決算	27,563	88,375	11,753	21,598	16,651	4,373	554
21 年度予算	25,749	89,783	16,557	20,614	14,216	7,751	1,417

その他の広告収入 … 自動式カレンダー、窓口番号札、庁舎内壁面広告、エレベータ内広告 など



旭区の庁舎内壁面広告



電子番号表示板

（画面下段、左側が広告・右側が区役所からの案内）

「大阪市市民活動推進基金」に「区役所市民協働型事業」への寄附枠を創設

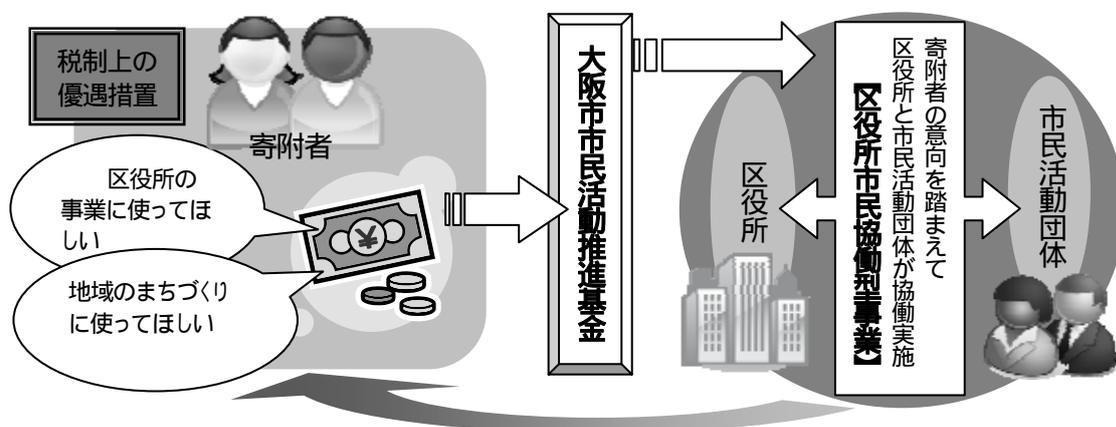
区民や市民活動団体と区役所との協働による地域課題の解決を図るため、市民等からの寄附により運営される「大阪市市民活動推進基金」に、区役所が市民活動団体等と協働で行うまちづくり事業の財源に充てることができる「区役所市民協働型事業」への寄附枠を新たに創設しました。（平成20年度。事業化は平成22年度予算から）

なお、「大阪市市民活動推進基金」は大阪市のふるさと納税制度の寄附金活用方法のひとつとして、税制上の優遇措置が受けられます。

寄附收受の件数と金額

平成20年度 607件 23,661,842円（20年度は、12月1日～3月末までのデータ）

平成21年度 451件 15,521,268円（21年度は、4月1日～12月末までのデータ）



(2) 区・局関係の再構築

局事業に対する区長意見反映システムの強化

地域ニーズをよりの確に局施策に反映するため区からの提案による区・局連携事業の実施

区・局の役割分担の再構築

局から区への権限移譲にあたっての特区的手法の導入

局事業に対する区長意見反映システムの強化

ア 区に関連する新規事業等について、区長の意見聴取を実施

(平成 21 年度予算編成時...10 項目について実施)

地域ニーズや区の意見を局の事業に反映させるため、局で実施する予定の事業のうち、地域に密接に関連する事業などについて、事前に区長会議において局から区に対して事業内容等についての説明や意見聴取を行っています。

イ 次年度予算への反映に向け、区長施策要望の実施時期を前倒し(平成 19 年度から実施)

区長施策要望は、区長が地域課題や地域ニーズを的確に把握し、局事業・施策に確実に反映させるといった区役所機能の一環を担うもので、区長が特に必要と思われる事業等を要望することにより、地域ニーズの実現を図るものです。

従来は、実施時期の関係から次年度予算への反映が困難な場合が多かったため、平成 19 年度からは、実施時期を前倒しするなど、次年度予算要求時期を見据えたスケジュールで実施しています。

<平成 21 年度実施に向けた区長施策要望の局施策への反映状況>

総要望項目数	89 項目
局予算に反映 (要望項目の全部または一部について局予算に反映して実施するもの)	35 項目
予算化以外での協力 (要望項目の全部または一部についてノウハウの提供や制度面での支援など、予算化以外の方法で実現に向けた協力をするもの)	44 項目
継続調整 (実現に向けては、今後継続して調整が必要なもの)	52 項目

注) 複数の局を対象とした要望項目があるため合計は総要望項目数と異なります。

区からの提案による区・局連携事業の取組み（平成 20 年度予算から）

地域ニーズを踏まえた区長からの施策要望に合理性があり、事業の必要性・実現性が高く、施策の効果が期待される場合などに、区からの要望に基づき、区と局が連携して予算要求を行い、区・局間の連携・協力による事業展開を図ります。

＜事業例＞

- ・自転車利用適正化事業「トライアルプラン」

（20 年度：10 区、21 年度：17 区、22 年度：19 区予定）

- ・種から育てる地域の花づくり支援事業

（20 年度：12 区、21 年度：15 区、22 年度：19 区予定）

局が全市展開を進めてきた事業の区への移管

地域における市民との協働事業や、地域特性に応じて地域ニーズを直接反映した取組みが必要な事業について、区役所が企画立案の段階から中心的役割を果たせるよう、区と局との役割分担を見直し、必要な権限を区長へ移譲しています。

＜事業例＞ 生涯学習ルーム事業、はぐくみネット事業など（平成 19 年度から）

平成 20 年度予算において、重点政策予算枠を活用し、これまで局が担ってきた役割について、24 区一律でなく、一部の区での実施を可能として、区に予算化

＜事業例＞ 自転車利用適正化事業「トライアルプラン」



- (3) 柔軟な職員配置、弾力的な組織体制の整備
 - 柔軟な職員配置
 - 管理職も含めた区・局間の人事交流の拡大
 - 各区の特性に応じた組織・体制整備
- (4) 区における政策立案・経営企画機能強化のための体制の充実整備

柔軟な職員配置

限られた人材の能力を最大限発揮するため、区ごとに柔軟な業務執行体制の構築を可能とし、職員数の総枠内で、区の特性や現場状況に応じた職員配置を進めています。

<実施例>

- ・ 国民健康保険料決定通知時など窓口繁忙期に応援職員を配置
(平成19年度：9区、平成20年度：9区、平成21年度：9区)
- ・ 年度途中の係長級の所属内異動の実施など (平成19年度：6区で実施)

区・局間人事交流の継続実施

区における企画立案機能の強化、実務レベルのスキルアップを図るとともに、現場経験を局事業にも活かして区・局間の相互理解を深め、幅広い視野に立った人材の育成を図るため、区・局間の人事交流を積極的に推進しています。

(単位：人)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
局から区へ	219	455	439	400	379
区から局へ	141	272	279	259	254

平成19年度当初の職制改正から、各区から総務局に直接要望

これまでは各区役所の組織や個々のポスト(課長、係長など)については、24区横並びの事務事業を基本として整備されてきましたが、地域ニーズにより的確に対応するとともに区役所機能の向上を図り、区の自律経営の確保を図る観点から、既存ポストを廃止し、各区の課題に応じたポストを設置するなど、区からの要望に基づく実情に応じた組織体制の整備、担当課長制の導入を行っています。

区における政策立案・経営企画機能強化のための体制整備

平成19年度以降、区長・課長級で構成する「区経営会議」などにおいて意思決定するなど、企画立案・方針決定について、各区が独自に意思決定のプロセスを設定しています。

<議題例>

- 区長改革マニフェストの進捗状況等について、取組み方針の作成・進捗状況について、
- 区の予算編成方針について、区政運営に係る重要事項について など

各区からの要望に基づく組織体制の整備

<平成21年度 課長級>

区役所名	廃止ポスト	新設ポスト	独自の重点課題 (その他の主な担当事務)
中央、淀川、東淀川、旭、城東、西成	企画調整担当課長	総合企画担当課長	区の総合的な政策立案機能の充実
福島、中央、西、天王寺、東淀川、東住吉	区民企画担当課長	地域振興担当課長	地域の振興 安心安全なまちづくり
西、東住吉	企画調整担当課長	市民協働担当課長	市民協働まちづくりの推進
福島、西、天王寺、東淀川	人権生涯学習担当課長		
此花、西淀川	住民情報担当課長 保険年金担当課長	窓口サービス担当課長	窓口サービスの充実
都島、港、大正、浪速、淀川、生野、旭、城東、鶴見、阿倍野、平野	支援運営担当課長 地域保健福祉担当課長	生活支援担当課長 保健福祉担当課長	効果的・効率的な保健福祉業務の推進
福島、西	支援運営担当課長 地域保健福祉担当課長	福祉担当課長 保健担当課長	
天王寺、住之江	支援運営担当課長 地域保健福祉担当課長	保健・生活支援担当課長 福祉担当課長	
此花、西淀川 東淀川、東住吉	支援運営担当課長 地域保健福祉担当課長	福祉担当課長 保健担当課長 生活支援担当課長	
西成	支援運営担当課長 福祉援護担当課長 生活支援担当課長 地域保健福祉担当課長	生活支援担当課長 生活援助担当課長 福祉担当課長 保健担当課長	

(5) 複数区単位での広域的取組みによる地域課題の効果的な解決を可能とする、新たな政策立案単位と組織の検討

複数区連携による事務事業の共同実施にかかる検討

平成19年11月、大阪市立大学と「行政区と区役所のあり方研究会」を設置し、複数区を単位とする新たな仕組みづくりにむけた方向性について検討してきましたが、平成21年3月、これまでの検討状況について、中間的な取りまとめとして整理した「複数区連携による事務事業の共同実施にかかる検討について〔中間とりまとめ〕」を公表しました。

また、区役所業務の集約化といった観点で抽出したモデルとなる事務について、一部の区を対象に複数区単位で試行するとともに、市民意見の募集や関係局とのヒアリングにより区役所が担うべき機能等について、引き続き検討を行っています。

「複数区連携による事務事業の共同実施にかかる検討について〔中間とりまとめ〕」の概要

○ 基本的な考え方

- ・本市の行政区は人口・面積ともに規模が小さく、政令指定都市最多の行政区数となっており、このことは市民に身近な行政を展開できるメリットがある反面、非効率などデメリットにもつながっている。
- ・市民に身近な行政機関である区役所が市民の意見を反映し、地域の実情に応じた事業を効果的に実施できるようにするためには、縦割りとなりがちな事業を地域レベルで総合化することが必要であるが、現状の24行政区の体制では、効率性や専門性の確保など課題がある。
- ・このような本市の行政区の規模を背景とした課題を克服し、効率性を確保しながら、市民に身近な区役所の総合性を高めるため、複数区を単位とする新たな仕組みを検討する。

○ 主な検討事項

- ・複数区共同実施業務の検討対象
- ・新たな機能を実現するための複数区ブロック化の形態
- ・ブロック化により期待される効果
- ・その他の課題

<参 考> 政令指定都市 人口・面積等比較

平成21年10月1日現在

都市名	人口(人)		面積(km ²)		区数		1区平均人口(人)		1区平均面積(km ²)		人口密度(人/km ²)	
		順位		順位		順位		順位		順位		順位
札幌市	1,904,278	4	1,121.12	3	10	5	190,428	6	112.11	6	1,699	12
仙台市	1,033,515	11	788.09	7	5	16	206,703	3	157.62	4	1,311	13
さいたま市	1,221,949	9	217.49	16	10	5	122,195	14	21.75	14	5,618	5
千葉市	955,279	13	272.08	14	6	15	159,213	9	45.35	12	3,511	8
川崎市	1,409,558	8	144.35	18	7	10	201,365	5	20.62	16	9,765	2
横浜市	3,671,776	1	434.98	11	18	2	203,988	4	24.17	13	8,441	3
新潟市	812,223	15	726.10	8	8	8	101,528	18	90.76	7	1,119	15
静岡市	717,198	17	1,411.82	2	3	18	239,066	1	470.61	1	508	18
浜松市	811,397	16	1,511.17	1	7	10	115,914	16	215.88	2	537	17
名古屋市	2,257,888	3	326.43	13	16	3	141,118	11	20.40	17	6,917	4
京都市	1,465,816	6	827.90	5	11	4	133,256	13	75.26	8	1,771	11
大阪市	2,661,700	2	222.30	15	24	1	110,904	17	9.26	18	11,973	1
堺市	837,853	14	149.99	17	7	10	119,693	15	21.43	15	5,586	6
神戸市	1,536,685	5	552.80	9	9	7	170,743	8	61.42	10	2,780	9
岡山市	704,189		789.91	6	4	17	176,047	7	197.48	3	891	16
広島市	1,170,642	10	905.25	4	8	8	146,330	10	113.16	5	1,293	14
北九州市	982,805	12	487.88	10	7	10	140,401	12	69.70	9	2,014	10
福岡市	1,450,838	7	341.11	12	7	10	207,263	2	48.73	11	4,253	7

資料) 各市統計資料より作成。

1区平均人口は人口を区数で除し、1区平均面積は面積を区数で除し、人口密度は人口を面積で除し、それぞれ算出した。